

第6章（4）消費者対策 ①消費者施策の推進

◆この施策の方針内で実施する事業（実施事業）

※網かけは「重点事業」
 水色：「安全・安心なまち」の実現につながる事業
 緑色：「働くまち」の実現につながる事業
 黄色：「子どもが育つまち」の実現につながる事業
 桃色：「健康に暮らせるまち」の実現につながる事業
 灰色：その他重点的に推進すべき事業

（単位：千円）

事業名	所管課	事業内容	平成29年度		平成30年度		令和元年度		備 考
			予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額	
消費者自立支援事業	市民相談課	消費者被害防止及び消費生活の安全などの情報を市民に向けて伝えます。消費者の苦情相談に対し、助言及びあっせんを通じ、被害回復支援を行います。消費生活相談で解決できない紛争は、消費生活紛争調停委員会において調停を行います。	14,723	13,330	13,660	12,675	12,542	11,982	